

「自殺予防週間」の周知について

自殺予防週間（９月１０日～９月１６日）にあわせて、御協力いただきたく御連絡差し上げました。

自殺対策基本法（平成１８年法律第８５号）において、９月１０日から９月１６日は「自殺予防週間」とされています。

また、自殺総合対策大綱（令和４年１０月１４日閣議決定）には、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出し、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進し、あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

今年度も、自殺予防週間にあわせて、自殺対策の啓発事業等に協力・賛同していただける団体（協賛団体）と一体となって集中的に啓発事業及び支援策を実施します。

つきましては、貴団体におかれましても、本年度の自殺予防週間広報ポスター（別添１）、各種相談窓口（別添２）について、周知をお願いいたします。また、自殺対策は一人一人の問題意識が非常に重要であるため、貴団体の会員企業の職員の皆様にも、本週間と自殺対策関係の相談窓口について周知がなされるよう、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

○厚生労働省プレスリリース「９月１０日から９月１６日は「自殺予防週間」です」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/r8\\_jisatsuyoboushukan.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/r8_jisatsuyoboushukan.html)

○関係大臣メッセージ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/r8\\_shukan\\_message.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/r8_shukan_message.html)

-----  
経済産業省

製造産業局素材産業課

〒100-8901

東京都千代田区霞が関１－３－１

課室直通：03-3501-1737

-----